

身体障害障害程度等級表

| 級別 | 上肢 | 下肢 | 体幹 | 指数 |
|----|---|---|---|-----|
| 一級 | 1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの | 1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 体幹の機能障害により座っていることができないもの | 18 |
| 二級 | 1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの | 1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの | 1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの | 11 |
| 三級 | 1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの | 1. 両下肢をショッパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | 7 |
| 四級 | 1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 | 1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの | | 4 |
| 五級 | 1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | 1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの | 体幹の機能の著しい障害 | 2 |
| 六級 | 1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの | 1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害 | | 1 |
| 七級 | 1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの | 1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの | | 0.5 |

- ※1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とします。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とします。(手帳対象は6級以上です。)
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができます。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(PIP)、その他の指については近位指節間関節(PPIP)以上を欠くものをいいます。
5. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては液窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。
8. 障害認定時期(おおむね下記期間経過後に診断書を作成してください。)
- ① 脳血管障害…発症からおおむね6か月経過後(脳梗塞等が再発している場合は、再発から6か月経過後となる。)
- ② 脊髄(頸髄)損傷…発症からおおむね6か月経過後、ただし、外傷性による完全麻痺の場合は、おおむね3か月経過後(MRI画像添付)
- ③ 遷延性意識障害…発症からおおむね6か月経過後
- ④ 切断…術後
- ⑤ 人工関節置換…術後からおおむね3か月経過後
- ⑥ その他の疾病、外傷…発症、受傷からおおむね1年経過後(骨折等で手術を行っている場合は、術後から1年経過後)

※同一疾患により下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと

手帳交付迅速化のため、障害程度等級(1頁)の内訳を下表にご記入願います。

| 障害等級 | 指数 | 合計指数 | 認定等級 |
|------|-----|-------|------|
| 1級 | 18 | 18以上 | 1級 |
| 2級 | 11 | 11～17 | 2級 |
| 3級 | 7 | 7～10 | 3級 |
| 4級 | 4 | 4～6 | 4級 |
| 5級 | 2 | 2～3 | 5級 |
| 6級 | 1 | 1 | 6級 |
| 7級 | 0.5 | | |

| 上肢 | | | 下肢 | | | 体幹 | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 級 | 番号 | 指数 | 級 | 番号 | 指数 | 級 | 番号 | 指数 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | 合計 | | | 合計 | | |
| 上肢 | 指数 | | 下肢 | 指数 | | 総計 | 指数 | |
| | 級 | | | 級 | | | 級 | |

様式第1号

身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

| 氏名 | | 大正 昭和 平成 令和 | 年 | 月 | 日生()歳 | 男女 |
|---|--|--|---|---|--------|----|
| 住所 | | | | | | |
| ①障害名(部位を明記) | | | | | | |
| ②原因となった 疾病・外傷名 | | 交通、労災、その他の事故、戦傷、自然災害 戦災、疾病、先天性、その他() | | | | |
| ③疾病・外傷発生日 | | 平成 令和 | 年 | 月 | 日 | 場所 |
| ④参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。) | | | | | | |
| 障害固定又は障害確定(推定) | | 平成 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| ⑤総合所見 | | | | | | |
| 〔将来再認定： 要・不要 〕 (再認定の時期：令和 年 月) | | | | | | |
| ※原則として、障害の程度が軽減する可能性がある場合のみ、「要」とし、再認定が必要な時期を記入してください。また、再認定「要」とした理由を、⑤総合所見欄等に記入してください(成長により障害程度に変化が生じることが予想される場合を除く)。 | | | | | | |
| ⑥その他参考となる合併症状 | | | | | | |
| 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称： 病院又は診療所の所在地： 診療担当科名： 科 医師氏名： | | | | | | |
| 身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない | | | | | | |
| 注意 1 「①障害名」の欄には、障害程度等級表(4頁参照)の内訳に基づいた障害名を(例えば両上下肢機能全廃、右上下肢機能全廃、左股関節機能全廃、左下肢機能著しい障害、体幹機能障害等)を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」には、脳梗塞、慢性関節リウマチ、頸髄損傷、パーキンソン病等障害をきたすに至った具体的な疾患名を記入してください。 2 手帳交付迅速化のため、障害程度等級(〇級相当)の内訳を4頁(最下段)へ記入してください。 3 新規申請で7級に該当する障害1つのみでは手帳交付の対象とはなりません。 4 障害区分や等級決定のため、岡山県社会福祉審議会から改めて記載内容についてお問い合わせをする場合があります。 | | | | | | |

[R6]

